



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年8月24日(金) 第9628号

目次

ページ

規則

- 群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害政策課) 2

告示

- 道路の供用開始(道路管理課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 4
- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 4
- 土地改良区清算人の就退任の届出(同) 5
- 土地改良事業の工事の完了(同) 5
- 都市計画道路変更の県原案(都市計画課) 6
- 公聴会の開催(同) 6

落札

- 落札者等の決定(群馬産業技術センター) 7

■規則

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月二十四日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五十五号

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年群馬県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
別記様式第六号中

理由	
----	--

を

理由	この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができ、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内
----	--

に

に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

別記様式第十六号中

理由	
----	--

を

理由	この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができ、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
----	--

に

備考	
----	--

を

別記様式第十八号中

備考
<p>この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができ、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

改めらる。

別記録名録二二二二中

理由
<p style="text-align: center;">を</p>

理由
<p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができ、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p>

<p>また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

改めらる。

別記録名録二二二二中

■ 告 示

◎群馬県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利邑楽行田線	邑楽郡邑楽町大字中野字化楽4875番の1地先から同郡同町大字同字横町4668番の7地先まで	平成30年8月24日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年8月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人茶道無径会
- 3 代表者の氏名 今井睦子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市東片貝町875番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、茶道の継承及び振興等に関する事業を行い、それに伴う各種工芸、建築等の文化の発展、及び自然環境の保持を推進し、地域社会の発展及び心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理 事 監 事 別 の	区 分	役 員 氏 名	住 所

鐺川	理事	新任	新井雅博	藤岡市下戸塚510番地2
	同	同	榎本義法	富岡市七日市947番地
	同	退任	新井利明	藤岡市上大塚258番地1
	同	同	岩井賢太郎	富岡市上小林162番地5

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり清算法人藤岡南部土地改良区清算人等の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
藤岡南部	清算人	退 任	福島孝之	藤岡市本郷1526番地
	同	同	新井晋十郎	同 神田309番地
	同	同	高田元昭	同 同 312番地1
	同	同	木村裕隆	同 同 735番地
	同	同	田島雄一	同 同 893番地
	同	同	金井昭夫	同 矢場63番地
	同	同	浅見秀雄	同 同 668番地
	同	同	清水春樹	同 同 672番地
	同	同	飯島幸雄	同 同 810番地
	監 事	同	江原貞夫	同 藤岡3042番地28
	同	同	黒澤昭治	同 三本木37番地1
	同	同	山口繁美	同 高山1689番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営農地整備事業(畑地帯担い手育成型)	松義中部	平成30年7月26日

高崎都市計画道路について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・4・62号前橋箕郷2号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線数	幅員	
幹線街路	3・4・6 2	前橋箕郷 2号線	高崎市金 古町字北 十三町	高崎市足 門町字唐 沢	高崎市金 古町	約 2,550m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差2箇 所	旧群馬都市 計画道路 3・4・4 号前橋箕郷 2号線

群馬県都市計画公聴会規則(昭和45年群馬県規則第85号)第2条第1項の規定により、高崎都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年8月24日

群馬県知事 大澤 正 明

- 開催期日及び場所 平成30年9月25日(火)午後2時から 高崎市群馬福祉会館
- 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の案(都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市群馬支所建設課において、平成30年8月24日(金)から同年9月7日(金)まで閲覧に供する(ただし、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。))
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、平成30年9月7日(金)までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都

市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

高崎都市計画道路(3・4・62号前橋箕郷2号線)の変更に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて				
平成30年8月24日付け群馬県報に登載された高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所	電話番号	
		氏名	印	年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要)			
3	意見の要旨(別紙のとおり)			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年8月24日

群馬県立群馬産業技術センター所長 鈴木 崇

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 複合環境振動試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町884-1
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 群栄産業株式会社 群馬県伊勢崎市日乃出町76
- 5 落札金額 74,995,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年6月22日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111